# 危機耐性を向上させる 自重補償機構の提案と実験的検討

西村 隆義1・室野 剛隆2・豊岡 亮洋2・五十嵐 晃3

 <sup>1</sup>正会員 工博 (株) ジェイアール総研エンジニアリング (〒186-0002 東京都国立市東1-4-13)
 <sup>2</sup>正会員 工博 (公財)鉄道総合技術研究所 鉄道地震工学研究センター (〒185-8540 東京都国分寺市光町2-8-38)
 <sup>3</sup>正会員 Ph.D. 京都大学 防災研究所 流域災害研究センター (〒611-0011 京都府宇治市五ヶ庄)

平成24年に改訂された鉄道構造物設計標準(耐震設計)では,設計地震動を超える地震が発生しても破滅的な状態に至らないように配慮する「危機耐性」の概念が導入された.本論文では,危機耐性を高める構造形式として「自重補償柱」を設けることで,柱や橋脚などの鉛直方向の部材に著しい損傷が生じても上部工等の鉛直支持性能を確保する「自重補償機構」を提案し,そのコンセプトを示すとともに模型実験により挙動を確認した.模型試験では,損傷した通常柱の代わりに自重補償柱が上部工の重量を支持できることを確認した.

# *Key Words :* Anti-catastrophe, dead weight compensation mechanism, seismic performance, vertical support performance

# 1. はじめに

地震活動度の高い国土における安全な社会基盤施設整備の必要性を背景として,我が国ではこれまで構造物の 地震時の安全性を高めるための様々な技術が開発されて きた.例えば,鉄筋コンクリート構造物の場合,十分に 高い変形性能を確保するために帯鉄筋の要求量や配置を 定める設計上の規定の整備や,高強度材料や免震・制震 装置等の開発と適用により,地震時安全性の飛躍的な向 上が達成された<sup>(例えば1)</sup>と言える.しかしながら,平成23 年に発生した東北地方太平洋沖地震は,設計地震動を検 討する際に想定されてきた規模を遥かに超えるマグニチ ュード9.0の地震であり,依然とした巨大地震のリスク の存在を強く認識させた.喫緊の課題となったのは,設 計地震動の設定方法と,これを上回る地震への対応方法 であった.

しかし,平成24年に改訂された鉄道構造物等設計標準 (耐震設計)<sup>2</sup> (以降,耐震標準と呼ぶ)では,設計地 震動の設定方法に関しては,現状の予測技術では結果に 大きなばらつきを生じざるを得ないとし,このため,設 計地震動を物理的に考え得る最大の地震ではなく,経済



性も勘案して社会的にも妥当とされる範囲で設定された 「最大級の地震」と定義しており、設計地震動を超える

地震の存在が否定されていない. 一方,設計地震動を上回る地震への対応方法について は,土木学会の原子力安全土木技術特定テーマ委員会

「原子力発電所の耐震・耐津波性能のあるべき姿に関す る提言(土木工学からの視点)」<sup>3</sup>等<sup>4,9</sup>において,「危 機耐性」という概念が提案され,設計基準としても耐震 標準やに導入されている.危機耐性は土木学会でも議論 され,文献6)~8)等において「狭義の設計段階において 想定していなかった事象においても,構造物が,単体ま たはシステムとして,破滅的な状況に陥らないような性 質」と定義されまとめられている.図-1に,文献7)にお いて室野が提案する危機耐性の概念を示す. つまり, 危 機耐性とは, 狭義の耐震設計が実施されることを前提と し, 例え設計地震動を超える地震動等が生じても, 可能 な限り破滅的な状況が生じることを避けるように配慮す ることと解釈できる. ただし, 耐震設計においては, 危 機耐性を向上する具体的な方策や照査方法は現状では不 足していることから, 危機耐性は照査項目ではなく構造 計画の段階で配慮すべき事項として捉えられており, 構 造的な対応だけでは難しい場合は, ソフト対策とハード 対策を組み合わせて対処すべきことと示されている.

このような背景から,筆者らは危機耐性を向上させる 方策を具体化した新しい構造形式として自重補償機構を 提案する.本論文では,提案する自重補償機構のコンセ プトを示すとともに,高架橋を模擬した試験体を用いた 静的載荷実験を実施し,その地震時挙動と自重補償機構 が機能することを確認する.なお,本論文では鉄道構造 物を対象に議論しているが,道路等の別の用途に用いら れる構造物においても同様に議論が可能である.

### 2. 自重補償機構のコンセプト

危機耐性の向上を検討する前提として,避けるべき 「破滅的な状況」という概念が指す具体的な条件を設定 する必要がある.本論文では,その最も重大な状態とし て,「人命が失われること」を想定した.鉄道の橋梁や 高架橋を対象とした場合,人命が失われる典型的な事態 として,崩壊や落橋すなわち上部工(本稿では,桁に加 えて高架橋のスラブを指すものとする)を支持する橋脚 く体や高架橋の柱等の鉛直方向部材に想定以上の損傷が 生じて,上部工が支持できない状態を定義する.この場 合,危機耐性を向上するためには,設計地震動を超える 地震動が発生し,想定以上の損傷が鉛直方向部材に生じ ても,構造物が上部工を許容変位内の高さや位置で支持 する性能(以下,鉛直支持性能と呼ぶ)を保持し,崩壊 や落橋を回避することが必要となる.

提案する自重補償機構は、「自重補償柱」を設けるこ とで、柱や橋脚などの鉛直方向の部材に著しい損傷が生 じても鉛直支持性能の確保を図る構造形式である.橋梁 や高架橋では、上部工を支持する橋脚や柱(ここでは 「通常柱」と呼ぶ)は、規定されたレベルの水平方向の 地震作用に対して要求性能を満足するように設計されて いる.自重補償柱とは、通常柱が鉛直支持性能を保持し ている時には上部工の水平慣性力を負担しないよう水平 変位から分離された状態で設置され、通常柱が著しく損 傷し鉛直支持性能が低下あるいは失われた状態になった 場合に、代わって鉛直支持性能を発揮する鉛直方向の部 材をいう.すなわち、通常柱が受け持つ上部工の自重を 支持する機能を補償することで、構造物が崩壊すること



を防止するための部材である.

自重補償機構を橋梁および高架橋に適用する場合の例 を図-2に示す、ラーメン高架橋の場合は、柱のうち数本 を自重補償柱とすることで危機耐性を向上させる方法 (図-2 b) が考えられる. 自重補償機構を有する高架橋 を設計する場合は、自重補償柱がないものと仮定した通 常の耐震設計、すなわち設計地震動に対して通常柱のみ で安全性等の要求性能を満足するように設計する. 自重 補償柱(図-2中の赤い柱)は、地震時に上部構造の水平 慣性力が伝達しないように設計する. 具体的な例として は、柱とスラブの接合部にすべり支承を配置することで、 上端の水平変位を上部構造の水平変位から分離する. そ の結果、自重補償柱は地震時に水平慣性力を負担しない ので、想定を超える大きさの地震作用により通常柱が著 しく損傷しても、自重補償柱は健全な状態で代替機能を 発揮し始め、構造物全体系として鉛直支持性能を喪失し ない状態を保つことが可能である.また、この方法は柱 の機能を変更するのみであり、自重補償柱のために基礎 を別途構築する必要はない.

ここで,自重補償機構の概念における構造物全体系の 荷重-変位関係と鉛直支持性能-応答変位関係に基づく 説明図を図-3に示す.応答が終局状態に至る前の①の段 階では,構造物には降伏と剛性低下が生じる.その後, 最大耐力点を超過して復元力の低下を伴いつつ終局点に 至る.狭義の耐震設計の段階(通常の性能照査)では, 構造物が終局状態に至らないように設計されるため,① の段階では鉛直支持性能の低下は生じない.

応答が終局状態を超過する②の段階(危機耐性の範囲)





b)鉛直支持性能(常時から鉛直荷重を支持しない場合)



c) 鉛直支持性能(常時から鉛直荷重を支持する場合)

#### 図-3 自重補償機構の荷重変位関係と 鉛直支持性能との関係の概念図

以降では、水平変位の増加につれて復元力の低下が顕著 となるとともに鉛直支持性能が低下する.通常の構造物 では、地震作用が大きくなるにつれて②から④の段階に 移行し、鉛直支持性能を失うため最終的には構造物の崩 壊や落橋に至る.一方,自重補償機構の場合は,通常柱 の損傷が進展し鉛直支持性能に低下は生じるものの、自 重補償柱は健全であるため鉛直支持性能の負担を増加さ せ③の状態に移行する.結果として、構造物全体系では 鉛直支持性能を担保できるため、崩壊や落橋に至るリス クを大幅に低下できる. なお、図-3には、添え柱型のよ うに常時状態では鉛直荷重を支持しない場合(図中b) と、機能分離型で常時状態から鉛直荷重を支持する場合 (図中c) について鉛直支持性能の変化を示している. これらは初期条件が異なるものの、通常柱が負担してい た鉛直荷重を自重補償柱に移行させるという支持機構は 同様である.

### 3. 載荷実験によるコンセプトの検証

自重補償機構は、構造物の通常柱が終局状態を超過し



図-4 試験体概要図



 写真-1
 試験体全景(南西側から)

 上層スラブ

 ステンレス板(厚さ12mm)

 デフロン板(厚さ12mm)

 ゴム(厚さ8mm)

 自重補償柱本体

 (鋼管柱)
 200mm

図-5 自重補償柱の結合部の概要

て鉛直支持性能が低下すると,自重補償柱が鉛直支持性 能を補償するように機能するように設計されている.そ の際に,自重補償柱は慣性力に抵抗することなく,健全 な状態で存在しておく必要がある.自重補償機構のコン セプトを実現するためには,自重補償柱が想定通り挙動 する必要があるため,高架橋を模擬した試験体を用いた 静的載荷実験を実施し,地震時挙動と自重補償機構が機 能することを確認した.本章ではその結果について示す.

#### (1)実験の概要

実験は(公財)鉄道総合技術研究所において実施した. 実験の方法は正負交番水平載荷試験とした.図-4 に試 験体概要,写真-1 に試験体全景をそれぞれ示す.試験 体は実際に鉄道のラーメン高架橋に用いられる諸元に出 来るだけ近づけるものとし,線路方向4径間,直角方向 1径間の1層ラーメン構造に自重補償機構を適用した構 造物とした.試験体の大きさは,試験場のサイズの制約 等から実物の約1/5モデルとした.柱は、5列のうち3列 を通常柱(図-4:西13,5および東1,3,5),2列を自重補 償柱(図-4:西2,4および東2,4)とした.自重補償柱の 位置を2列目および4列目としたのは、自重補償柱のみ で上部工重量を支持する場合でも、バランス良く支持で きるように配慮したためである.また、自重補償柱がス ラブ荷重を受け換えるプロセスを確認するために、常時 状態では自重を作用させないものとした.

柱は、断面を200mm×200mm、高さを800mmとした. これらも実物の約1/5モデルである.通常柱はRC製で、 主鉄筋は D10 (SD295)を8本、せん断補強筋は D6 (SD345)を100ctcで配置し、曲げ破壊形態となるよう に配慮した.なお、通常柱の軸応力を実際の高架橋に可 能な限り近づけるため、スラブ上に重錘を載せた.スラ ブと重錘を合わせた全重量は約200kNであり、通常柱の 常時における軸応力は約1N/mm<sup>2</sup>となった.

自重補償柱は鋼角柱で作製した.柱の上端部には,図 -5 に示すような工夫を施した.具体的には、スラブと 自重補償柱が接触した後、自重補償柱に伝わる水平方向 の摩擦力を出来るだけ低減できるように、自重補償柱側 にテフロン板を、上層スラブ側にステンレス板をそれぞ れ配置した.また、テフロン板と鋼角柱の間にはゴムパ ッドを敷き、スラブと柱が接触する際の衝撃的な荷重に 配慮した.なお、自重補償柱に常時から自重が作用しな いようにテフロン板とステンレス板の間に約 2mm の遊 間を設けた.

自重補償柱が鉛直荷重を支持することを確認するため には、軸力を計測する必要があるが、鋼角柱の表面にひ ずみゲージを添付し、得られたひずみより算定するもの とした.

スラブは、載荷用のジャッキを取り付けることや、柱 の軸応力を再現するための重錘を載荷することを勘案し て、損傷させないように十分に剛となるように設計した. また、スタブは実験においては模型を固定する役割を担 うため、十分に剛となるように設計した.スタブは試験 場底面に PC鋼棒で固定した.

慣性力を模擬する水平力の載荷にはジャッキを用いた. 載荷方向は直角方向とし回転(ねじれ)防止のため2点 載荷とした.載荷の目標変位は,事前に実施した解析より推定された通常柱の降伏変位(3mm)を基本変位とし て,目標変位が基本変位のn倍となるよう制御した.ま た載荷パターンは,最大耐力付近までは3回繰り返し, 耐力低下後は1回繰り返しの正負交番載荷とした.正負 いずれかの載荷を1Caseとし,本稿ではCase-i(i=1~45) と記載している.

#### (2) 実験結果と考察

図-6に、実験を実施して得られた構造物全体系の荷



図-6 実験で得られた荷重変位関係

重~変位関係を示す.図の縦軸はジャッキ2本分の合計 荷重,横軸は載荷位置(2箇所)において測定した水平 変位の平均である.

荷重~変位関係は、骨格曲線が負勾配に入る領域まで は、一般的な RC 高架橋と同様の挙動であった. すなわ ち、初期の段階で柱の鉄筋が降伏することによる剛性低 下(水平変位は約 3mm. 以下,括弧内に水平変位を示 す.)を生じ、その後しばらく荷重を保持する(図中① で約 30mm).変位が大きくなり柱が最大耐力を超過す ると耐力低下(図中②で約 60mm)を生じ、その後、骨 格曲線が明確に負勾配を示すようになった(図中③で 75mm).

一方,図中④の領域(80mm以降)に至ると,一般的な RC 高架橋とは異なる挙動を示し,荷重が低下しなくなり変位のみが増加するようになった.この直前の Case-34 (75mm で負側に載荷したケース)では自重補償柱とスラブの接触が観察されていた.その後,最大 120mm(塑性率は40相当)まで変形させたが,試験体は自重補償柱に接触した状態で倒壊は生じず,鉛直支持性能を喪失しなかった.

上記の各状態における試験体の状況を確認する. 写真 -2 に Case-22 終了時(目標変位 30mm)における東 5 柱 (通常柱)の損傷状況を示す. Case-22 は,図-6 におい て荷重を保持している状態である.この状態では,通常 柱には顕著なひび割れが確認できるものの,かぶりの剥 落等は生じていない.

**写真-3**に、Case-26終了時(目標変位 60mmの2サイク ル終了時)における東5柱の損傷状況を示す.これは、 図-6において最大耐力を超過して荷重低下に至る状態 であるが、通常柱はかぶりの剥落が生じるなど損傷が進 んでいる.

**写真-4**,5に,Case-34 終了時(目標変位75mmの3サ イクル終了時)における東5柱の損傷状況および西2柱 と西4柱(自重補償柱)の状況を示す.これは、図-6に おいて骨格曲線が明確に負勾配を示す状態であるが,通 常柱はかぶりの剥落に加えてコアコンクリートにも損傷 が見られる.一方,自重補償柱を確認するとスラブとの 接触が確認できる.

写真-6に、Case-38終了時(目標変位 81mmの2サイク ル終了時)における東5柱の損傷状況および東2柱(自 重補償柱)の状況を示す.これは、図-6において荷重 低下せず変位のみ増加する状態であるが、通常柱は大き く損傷しているものの Case-34 から進展したかどうかは 不明である.自重補償柱がスラブと接触している状況に 変化は見られない.

試験体の鉛直方向の挙動と自重補償柱の軸力の変化に ついて確認する. 図-7に、スラブの鉛直変位(西4柱付 近)と水平変位の関係を示す. グラフは、図-6 におい て整理した状態(①~④)に合わせて着色している. な お,縦軸の鉛直変位の原点はスラブの初期の位置,図中 の破線は自重補償デバイスの天端位置(遊間 2mm)を 示している. 鉛直変位は, 骨格曲線が負勾配に至る前ま で(図-6の①~②),水平変位の増加に伴って上昇し ていることが確認できる.これは、通常柱とスラブもし くはスタブとの接合位置において鉄筋が伸び出している と推定される.一方,骨格曲線が負勾配になる(図-6 の③)まで水平変位が増加すると、鉛直変位は沈下に転 じている.これは、写真-6以降に見られる通常柱のか ぶりコンクリートの剥落, コアコンクリートの損傷, こ れに伴う通常柱の鉄筋が座屈等, 柱の損傷が顕著になっ たためと考えられる.

Case-34 では、鉛直変位が自重補償デバイスの天端位 置に到達した.これは写真-5 の状況と整合している. その後、自重補償デバイス天端から約-2mm 位置におい て沈下は頭打ちとなっており、自重補償柱が適切に機能 したことを示している.なお、自重補償デバイス天端か ら更に約-2mm 沈下したのは、デバイスに用いたゴムが 圧縮変形した影響や施工誤差の影響と考えられる.

図-8 に,各自重補償柱の各 Case における最大軸力を 示したものである.自重補償柱の軸力は,初期状態では スラブと接触していないため0kNである.一方,スラブ と自重補償柱が接触した Case-34 以降では軸力が生じて おり,載荷ケースが進むごとに増加している.これはス ラブの重量を支持したためであり,自重補償柱が適切に 機能していることが確認できた.

図-9 に、各自重補償柱に生じる軸力の履歴を示す. 載荷は正負交番で実施しているため、自重補償柱の軸力 は、奇数 Caseでは東側の2本、偶数 Caseでは西側の2本 に卓越している.ここで Case-38を例とすると、軸力は2 本とも約 140kN 生じており、合計すると 280kN となる. しかし、柱に作用するスラブと重錘を合わせた全重量は



写真-2 東5柱の損傷状況(Case-22終了時:目標変位 30mm)



写真-3 東5柱の損傷状況 (Case-26 終了時:目標変位 60mmの2 サイクル終了時)

![](_page_4_Picture_10.jpeg)

写真-4 東5柱の損傷状況 (Case-34 終了時:目標変位 75mmの3 サイクル終了時)

![](_page_4_Picture_12.jpeg)

写真-5 西2柱,西4柱(自重補償柱)の状況 (Case-34 終了時:目標変位 75mmの3サイクル終了時)

![](_page_4_Picture_14.jpeg)

![](_page_4_Picture_15.jpeg)

写真-6 東5柱(通常柱)東2柱(自重補償柱)の状況 (Case-38 終了時:目標変位 81mmの2 サイクル終了時)

約200kNであり、自重補償柱に生じている軸力はこれを 超過している.これについては、図-10に示すようにジ ャッキによる載荷荷重が自重補償柱の軸力に変換されて いる場合(図-10 a)と通常柱が損傷していながらも軸 剛性を完全に失っていない場合(図-10 b)が考えられ る.図-9に示す Case-38の軸力履歴で約140kNを生じる のは図中Aの範囲であり、これはジャッキで載荷してい る範囲であった.要因の特定は困難であったが、図-6 では変位が大きい範囲で荷重が増加に転じていることを 考えても、図-10に示すような影響があった可能性があ る.なお、この場合は図-6に示す合計荷重は Case34 以 降で過大評価しており、水平抵抗力はほとんど喪失して いることも考えられる.

これらの結果より、自重補償機構を適用した構造物で は、通常柱の損傷が顕著になると上部工(本実験ではス ラブ)が沈下するが、自重補償柱が機能してスラブの鉛 直荷重を受け替えることが可能であり、これにより通常 柱が著しく損傷しても直ちに鉛直支持性能を喪失するこ とを防止できることが確認できた.また、通常柱におけ る鉛直支持性能は、柱のかぶりコンクリートが剥落する ような状態になると低下しはじめ、コアコンクリートが 損傷すると低下量が顕著になる傾向となった.

ここで、鉛直支持性能の低下が生じる前に鉄筋に伸び 出しが生じる場合がある。自重補償柱が常時軸力を受け ている場合には、これにより自重補償柱からスラブが離 れ、見かけ上、上層梁のスパンが長くなる可能性がある。 上層梁の設計にあたっては、鉄筋の伸び出しを考慮する ことが望ましい。

# 4. おわりに

本論文では、危機耐性を高める具体的な構造形式とし て自重補償機構を提案し、そのコンセプトを示すととも に、高架橋を模擬した試験体による正負交番載荷実験を 実施して、その挙動を確認した.これらの結果より得ら れた知見は、以下のとおりである.

- 提案する自重補償機構は、自重補償柱を設ける ことで、万一想定以上の地震が作用して通常柱 が破壊しても、構造物全体系として鉛直支持性 能を補償出来るため、落橋のような破滅的な状 況に陥るリスクを減らすことが可能である。
- ただし、自重補償機構を適用しても狭義の耐震 設計の補集合の全てに対して対応できるわけで はない.破滅的な状況の設定や付与する性能を 明確にした上で、適用方法を検討すべきである.
- 3. 高架橋を模擬した実験では、通常柱が損傷して スラブの沈下が生じた際に、自重補償柱が鉛直

![](_page_5_Figure_8.jpeg)

図-10 自重補償柱の軸力が増加する要因

荷重を支持できることを確認した. なお, 沈下 の様子から, 鉛直支持性能の低下が徐々に進行 することが示唆される.

#### 参考文献

- 鉄道総合技術研究所:鉄道構造物等設計標準・同解 説 耐震設計,1999.8.
- 鉄道総合技術研究所:鉄道構造物等設計標準・同解 説(耐震設計),丸善,2012.9.
- 3) 災害対応マネジメント特定テーマ委員会(土木学会 東日本大震災フォローアップ委員会)原子力発電所 の耐震・耐津波性能のあるべき姿に関する提言(土 木工学からの視点)(案),土木学会,2013.2.
- 4) 土木学会・地震工学委員会・耐震基準小委員会・地

震安全評価WG, 社会基盤施設の地震安全の論理構築 に向けて, 第 32 回地震工学研究発表会論文集, 2012.10.

- 5) 室野剛隆:耐震標準の概要と改訂のポイント,基礎 工 特集鉄道設計標準(耐震・基礎・土留め)の改訂, pp.11-16, Vol.41, No.5, 2013.5.
- 本田利器,秋山充良,片岡正次郎,高橋良和,野津 厚,室野剛隆:「危機耐性」を考慮した耐震設計体 系(1)試案構築にむけての考察,第35回地震工学研究 発表会,2015.10.
- 7) 野津 厚,室野剛隆,本山紘希,本田利器:「危機耐 性」を考慮した耐震設計体系(2)鉄道・港湾構造物の 設計指針と「危機耐性」,第35回地震工学研究発表 会,2015.10.
- 8) 高橋良和,秋山充良,片岡正次郎,本田利器:「危機耐性」を考慮した耐震設計体系(3)道路橋示方書から読み取る「危機耐性」と国内外の動向を踏まえた課題の整理,第35回地震工学研究発表会,2015.10.

# DEAD WEIGHT COMPENSATION MECHANISM FOR IMPROVING ANTI-CATASTROPHIC PERFORMANCE OF VIADUCTS: FEASIBILITY INVESTIGATION

# Takayoshi NISHIMURA, Yoshitaka MURONO, Akihiro TOYOOKA, and Akira IGARASHI

In the design standards for railway structures (revised in 2012), the concept of "Anti-catastrophe" has been introduced in order to prevent the occurrence of catastrophic states against earthquakes of an unanticipated scale. In this paper, the dead weight compensation mechanism to be applied to enhance the anti-catastrophe performance of viaducts is proposed. The anti-catastrophe performance is achieved by maintaining the vertical support performance even during an extreme earthquake event. The seismic performance and feasibility of the proposed mechanism for railway bridge structures are investigated by loading test. As a result, the structure with the proposed mechanism is confirmed to satisfy the requirement of seismic performance and no loss of vertical support performance of the structural system.